

新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）

過疎地域は、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、現行過疎法では、和歌山県内18市町村が指定されている。

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、このままでは地域を維持できなくなるような危機的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大を機に、テレワーク等の普及により都市から地方への移住が促進され、東京一極集中を是正する受け皿として過疎地域が再評価されるなど、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きい。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月をもって失効することとなるが、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く求めるものである。

なお、新たな過疎対策法においては、下記事項について特段の配慮を要請する。

記

- 1 過疎地域が果たしている役割を評価し、「過疎地域の持続的発展」を新たな過疎対策の理念として確立すること。

- 2 新たな過疎法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとする事。また、地域指定から外れる団体が生じた場合は、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう激変緩和のための経過措置を講ずること。
- 3 地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること。
- 4 過疎地域における産業振興、雇用拡大、子育て支援、関係人口創出等の施策を推進すること。
- 5 過疎地域のインフラ整備を推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣